

2018（平成30）年度

「勤式練習所」並びに「巡讃許可申請資格試験講習会（山陰教区開催）」 開催要項

1. 名 称 勤式練習所／巡讃許可申請資格試験講習会
2. 会 場 本願寺山陰教堂（松江市大正町 443-1）
鹿足組正法寺（益田市横田町 79）
3. 内 容 毎年、勤式向上を図ることを目的に開催しております勤式練習所について、2018（平成30）年度は、「巡讃許可申請資格試験講習会指定認可制度」により、山陰教区主催の巡讃許可申請資格試験講習会を併修します。
僧籍を有する方は、勤式練習所で行われる講義のうち、所定の講義①～③を受講すると、巡讃許可申請資格試験を受験することができます。
（巡讃資格を得るには、巡讃許可申請資格試験に合格後、本山のお朝時に2日間の出勤が必要です）

巡讃資格について

- ① 巡讃許可申請資格試験講習会の課程を終了し、試験に合格した場合、本山に巡讃の許可を申請することができる。
- ② 巡讃を許可されると、報恩講式・嘆徳文の伝授を受けることができる。
- ③ 巡讃許可申請資格を取得すると、ご門主親修法要、並びに本山の法要での結衆を務めることができる。

また、9月と10月は、寺族・門信徒を対象とした内容（仏事の心得、正信偈草譜）を西部・東部の2会場で開催します。

※詳細な内容については別紙参照

4. 講 師 山陰教区勤式指導員、並びに実践運動勤式担当者
5. 日 程 ※別紙参照
6. 対 象 者 **勤式練習所** 山陰教区内全僧侶・寺族・門信徒

巡讃許可申請資格試験講習会 山陰教区内全僧侶（巡讃許可申請資格の取得者を除く）

7. 持参品 ※別紙参照

8. 服装 ※別紙参照

9. 受講料 **勤式練習所**（5月、6月、7月、9月、10月、12月、1月）

1 講義 1,000 円（受講当日、受付にてお納め願います）

巡讃許可申請資格試験講習会（5月、6月、7月、12月、1月）

3,000 円（一括納金願います）

※ 再受講は 1 講義 1,000 円（受講当日、受付にてお納め願います）

10. 申込み **勤式練習所**（5月、6月、7月、9月、10月、12月、1月）

申込み用紙に必要事項をご記入の上、郵送・FAX・メールにて山陰教区教務所までお申込み願います。お申込みは年度中も随時受付致します。受講料は当日受付にてお納め願います。

〒690-0002 松江市大正町 443-1

山陰教区教務所 勤式練習所事務局

電話：0852-21-4747 FAX：0852-27-8351

メール：gonshiki@saninkyoku.net

巡讃許可申請資格試験講習会（5月、6月、7月、12月、1月）

「巡讃許可申請資格試験講習会受講願（教区開催）」に、必要事項をご記入いただき、ご署名ご捺印の上、山陰教区教務所までお申込み願います。受講料（一括 3,000 円）については、現金書留、または初回受講時に受付にてお納め願います。

巡讃許可申請資格試験（2月）

「巡讃許可申請資格試験受験願」「履歴書」に試験冥加金（本山 15,000 円、教区 7,500 円）を添えて山陰教区教務所宛に郵送願います。試験冥加金については、現金書留、または教務所にてご納金願います。

※申し込み締切：2018（平成 30）年 12 月 27 日（必着）

11. その他 ・受講、受験にあたってご宿泊が必要な場合は各自でご手配願います。

・次に該当する方は、巡讃許可申請資格を既に有しているため、改めて資

格試験を受講する必要はありません。

- ① 法務員資格試験合格者
- ② 勤式練習生課程修了者
- ③ 総長の指定する勤式に関する講習会の課程を修了し、
終末試験に合格した方
- ④ 本山の巡讃許可申請資格試験合格者

12. 添付書類
- (1) 2018（平成 30）年度「勤式練習所」並びに「巡讃許可申請資格試験講習会（山陰教区開催）」日程・内容
 - (2) 2018（平成 30）年度 山陰教区勤式練習所申込書
 - (3) 巡讃許可申請資格試験講習会受講願（山陰教区開催）
 - (4) 巡讃許可申請資格試験受験願（山陰教区開催）

以 上

巡讃資格取得の流れ

- ① 教区開催の巡讃許可申請資格試験講習会にて所定の科目（3 講義）を受講する。
- ② 巡讃許可申請資格試験受験願を教務所に提出する（12 月 27 日まで）。
- ③ 巡讃許可申請資格試験を受験し、実演試験・筆記試験に合格する。
- ④ 本山のお朝事に 2 日間出勤する。